

令和 2 年度第 1 回太子町社会教育審議会議事録

日時 令和 2 年 10 月 22 日（木）午前 9 時 30 分

場所 太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室

太子町教育委員会社会教育課

令和2年度第1回太子町社会教育審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月22日(木) 午前9時30分～11時15分
- 2 開催場所 太子町役場議会棟1階 全員協議会室
- 3 審議事項 太子町総合運動公園陸上競技場及びテニスコートの使用料改正について
- 4 出席委員
室井美千博 中村 信義 中村 薫
廣田ちなみ 玉田 峯夫 塚本 保代
八木 治道 門田 基秀 岸本 悦朗
原田 玲子
- 5 欠席委員 大高かずこ 竹田 英夫 森崎 芳樹
- 6 事務局
教育次長 榮藤 雅雄 社会教育課長 栗岡 弘茂
副課長 吉井 智美 主査 横田 大輔
主事 菅野 涼太 体育館長 津田 剛史
- 7 審議経過及び結果 別記にて記載する

【審議経過】

1 開会

2 教育長あいさつ

○沖汐教育長

改めまして、皆様おはようございます。ご紹介いただきました、太子町教育長の沖汐でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、社会教育審議会委員を快くお引き受けいただき、あるいは、公募にて手を上げていただき、本当にありがとうございます。今年度は、新型コロナウイルス感染症で、学校教育、社会教育を始め、企業、家庭で多くの制約や影響が出ております。学校においても非常に制約がある中で、何とか子どもたちに確かな力を付けるために教育を行っているところです。

さて、社会教育の分野で、太子町の総合公園陸上競技場等の改修について、かなり前から手を付けて、順次整備をしております。平成13年に陸上競技場が造られており、テニスコートは11年に設置しております。大体20年ほど経過しております。その中で、非常に劣化したテニスコートも順次整備し、本年度の12月から2月ごろにかけて、一番利用者の少ない時期に陸上競技場とともに、約4千何百万という大きなお金をかけ、修理します。今回、陸上競技場、テニスコートともに綺麗になるということで、使用料が当初より据え置いたままになっておりましたので、この機会に整理をさせていただきたいということで、審議会に声をかけさせていただきました。そして、審議会の答申を経まして、町の決裁、そして12月議会に上程の流れとなっております。

今日、様々なお立場で、委員としてご出席いただいておりますので、それぞれのお立場も踏まえながら、忌憚のないご意見を頂けましたら、幸いでありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 委員紹介

○事務局

本会議は13名で構成されており、本日の出席者は10名です。委員の2分の1以上が出席されておりますので、太子町社会教育審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立いたします。

4 会長・会長職務代理者の選出

○事務局

続きまして会長、会長職務代理者の選出についてです。

(室井委員推薦、異議なし)

○室井会長

この2年間会長を務めさせていただき、引き続きと言うことになりますが、太子町社会教育の推進、あるいは組織の在り方についてもいろいろと課題があり、社会教育についての

課題も沢山ありますが、それらを解決するために、太子町社会教育審議会条例第2条第2項で、審議会は前項に掲げる事項について、必要があるときは、関係行政機関に対して意見を述べる事が出来る、とあります。いろんな課題に対して、こういったところまで踏み込んでいければと考えております。また、いろいろな協議をしていただく機会をぜひ設けたいとも考えておりますので、そのあたりも含めまして、皆様方のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます

○事務局

それでは、続きまして、会長職務代理者の選出でございますが、条例第5条第3項により、会長の指名によりお願いしたいと思います。会長よろしく申し上げます。

○室井会長

それでは、昨年に引き続きになりますが、職務代理者は中村薫さんをお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、本日の議事に移らせていただきます。太子町社会教育審議会第6条1項に会長は会議の議長になるとありますので、室井会長に議長をお願いいたします。それでは室井会長よろしくをお願いいたします。

○室井議長

議長を務めさせていただきますが、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

本日の議事は、お手元の次第に沿って進めさせていただきますが、まずその前に、太子町社会教育審議会規則第4条第2項の規定により、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、中村薫委員と、廣田ちなみ委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

5 教育長より諮問

○事務局

それでは、教育長より諮問をお願いいたします。

○教育長

太子町総合運動公園陸上競技場及びテニスコートの使用料改正について、諮問させていただきます。

(諮問読み上げ)

○室井議長

承りました。

○事務局

失礼します。教育長はここで退出させていただきます。

○沖汐教育長

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(教育長退席)

6 事務局より説明

○室井議長

ただいま、太子町総合運動公園陸協競技場及びテニスコートの使用料改正について、諮問をお受けいたしました。太子町総合運動公園陸上競技場及びテニスコートの使用料改正の趣旨について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

(使用料改正の趣旨説明)

【説明の概要】

陸上競技場は日本陸上競技連盟第3種公認の施設とし、平成13年5月11日に開場した。

第3種公認を維持するためには5年ごとの公認検定を受ける必要があり、公認の更新に必要な改修工事を行ってきた。また、インフィールドの天然芝を良好に保つために、毎年業者に委託して芝生の維持管理を行ってきた。

一方、テニスコートは、平成11年2月21日に開場となり、それ以後は、経年劣化が目立ち部分的な補修で対応していたが、平成29年度より、テニスコート夜間照明を設置しナイト営業も始めたこともあり利用者が増加したことから、安全面と耐久性を考慮し、平成30年度にAコート、令和元年度にD・E・Fコートの透水性砂入り人工芝全面を張り替えた。

また、令和2年度には、B・Cコートの残り2面の人工芝全面を張り替えることを予定しており、両施設については、利用促進に向けた取組として仮予約システムの導入を行い、サービス・利便性の向上を図っている。

このように施設を維持していくためには、多額の費用を要することから、近隣市町等の状況を踏まえながら受益者負担の割合を見直す必要がある。

主な改正点

- ・使用時間の1時間前を限度として、使用時間を繰上げることを可能とする。その場合、当該体育施設の1時間の使用に相応する使用料を加算する。

・陸上競技場の使用料の改定

専用利用を1時間1,000円→2,000円、終日8,000円→16,000円とする。

個人利用を1時間100円→200円(生徒等50円→100円)、年間8,000円→10,000円(生徒等4,000円→5,000円)とする。

・テニスコートの使用料の改定

1面1時間 500円→600円とする。

入場料加算に営利、営業加算(使用料の15割)を加える。

会議室の冷暖房加算(使用料の5割)を加える。

圏域(姫路市・西播磨4市3町)外利用者に対する加算(100円)を加える。

○室井議長

事務局より説明いただきました。

7 審議

○室井議長

それでは、説明のありました事項につきまして、ご質問ご意見をお願いいたします。

○委員

太子町の陸上競技場が3種公認という説明がございましたが、他の陸上競技場で3種公認陸上競技場に当たるのはどこがありますか。

○事務局

お手元の近隣の施設についての資料にございます、太子町、三木市、明石市、小野市とありますが、小野市は4種公認となっていますが、それ以外の自治体については、全て3種公認の陸上競技場となっております。他市町の3種公認陸上競技場に比べると、時間単位の料金体系は安くなっております。

○室井議長

よろしいですか。

○委員

その他に意見を述べさせていただきます。小野市以外がすべて3種公認ということの説明がございました。

その中で、太子町が今まで安い使用料で運営してきたということが分かりました。

中学現場におりました時に、西播磨・揖龍中体連で陸上競技場をいろんな形で利用させてもらいました。こんなに安い使用料で運営されていることは分かりましたが、見合うように値上げするのもやむを得ないかと考えます。

○室井議長

ほかにご質問、ご意見はありますか。

○委員

各施設の利用料について、使う側の立場から言えば、太子町として、各周辺自治体に対し、幾分か格差をつけて、これだけ安くしているという形での料金等の設定はできないですか。

例えば、今は保育料が無料になっていますが、相生市はいち早く取り入れていました。

そういう形で、利用者が利用しやすい体系、太子町らしいそういった料金体系は考えられないのでしょうか。

○事務局

これにつきましては、西播磨圏外の利用者については加算していることが1点、また、後程説明させていただきますが、施行規則の中で、減免規定があり、町内の公的な団体について、料金を安くすることを考えております。

○委員

できるだけ他の市町村に対して、ある程度の差をつけて、幾分か安くし、町民が利用しやすいよう考えていただきたいと思います。隣の市町村に、右にならえで利用料をあげるというのではなく、できるだけどこかで圧縮して、利用料は据え置きとか、幾分か安くするとか、

そういう形で太子町らしい料金体系を考えていただきたいと思います。

○室井議長

今のご意見は、提出されている改正案に対しては、反対ということによろしいでしょうか。

○委員

反対と言うことではなく、その辺りも考えていただきたいと思いますという意見です。

○事務局

太子町民に利用されやすいように、町民が利用しやすいようにということでのご意見かと思いますが、陸上競技場、テニスコート共に、専門的な施設になるかと思います。

誰もが利用できる施設ですが、陸上競技場でしたら、陸上競技、サッカー、ラグビーなどの専門的な種目の使用になるという点があります。

それから、テニスコートについても、テニスの愛好者のための施設ということもあります。

町民が利用しやすいよう町民と町民以外の差を付けるということについては、この度、西播磨圏内以外の方が利用されるときは、料金設定を高くするという、一つの段階を踏んでいるところです。

基本的には、陸上競技場、テニスコート、昨年度改定しました体育館についてもそうですが、維持管理経費を何とか回収したいというのが、行政側の考えです。

維持管理経費を100%回収するためには、そこまで料金設定を上げますと、非常に多額の数字になりますので、近隣の同類他施設、同じような施設の金額も参考にすることで、それも加味させていただいているところです。

最初に戻りまして、町民と町民以外で差をつけるという点は、西播磨地域、広域行政と盛んに言われており、西播磨地域とそれ以外の方の利用で差をつけるという事で理解していただきたいと思います。体育館についても同じような考え方で、町民と町民以外という差をつけています。陸上競技場とテニスコートにつきましては、広域という観点から、西播磨地域、姫路市とそれ以外で差をつけているという事で、今回、提案をさせていただいているところです。

○委員

原因者負担の原則ということですね。

○事務局

そうです。

○委員

陸上競技場の件に関しての意見になりますが、西播磨・揖龍中体連関係は、陸上をする子どもたちにはとても大事な記録会が太子町の陸上競技場で行われます。3種公認を維持するための、維持管理費というものは、生み出さなければいけないのではないかと思います。揖龍だけでなく、県内各地から太子町の陸上競技場で行われる記録会に中学生が参加しております。なんとか原案通りで通していただければと思います。

○委員

私はあくまでも、一般論として言っているもので、これに対して反対というわけではございません。出来たらそのような形でこれから考えていただきたいと思いますという考えです。そのうえで、受益者負担の原則ということも分かります。

それを踏まえて、これからの運営を考えて行っていただけたらと思います。

○室井議長

そのほかに、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○委員

現行の 65 歳以上の方の使用料と学生の使用料で、65 歳以上は全額免除に対し、学生が半額免除であるのはどうかなと思います。

○事務局

それにつきましては、後ほど、施行規則の一部改正の中で説明させていただきますが、この度 65 歳以上の方の無料を、削除しています。町内町外関係なしに無料としていましたが、近隣自治体でも 65 歳以上の方を減免するという規定がありませんので、参考にしてこの度見直しをさせていただきました。

○室井議長

それでは、今の説明があった部分について、事務局より併せて説明願います。

○事務局

この度、陸上競技場が日本陸上競技連盟 3 種公認の更新年度であり、陸上競技場とテニスコートの使用料の金額と減免率を見直ししたいと思います。

本委員会の所管している施設使用料の減免については、施設の目的や性質によって施設ごとに減額、免除の規定を定めておりますが、公平性、公正性を確保するためにできるだけ、教育委員会が所管するどの施設も共通の対応になるように見直しを図り、陸上競技場、テニスコートの減免率を設定いたしました。

先程、説明しましたとおり、陸上競技場については今年度に 3 種公認の継続申請手続きの前に補修工事が行われます。また、テニスコートについても劣化したコートの張替え工事をするなど、多額の一般財源も生じることや、今後、このような維持、管理の工事で年々財政を圧迫していくことが予測されます。

そこで使用料と同様に減免の考え方も「受益者負担」を原則とし、特定の方がサービスを利用し、受益関係が生じる場合、サービスの利用者と未利用者との負担を公平に扱う観点から利用者の減免基準を明確にし、負担能力の状況を踏まえ減免率を定めたいと考えます。

(各減免率の設定について説明)

減免の見直し点

- ・ 100%減免の対象を、町立の学校から町内の学校とすることで、高校も対象とする。
- ・ 町内の自治会が公益上の目的で使用する際の減免率を 100%→50%とする。
- ・ 100%減免の対象として、精神障害者保健福祉手帳の交付者を加える。
- ・ 100%減免の対象から、65 歳以上の者を除外する。

○室井議長

使用料に関わることで、先に減免の説明をしていただきましたが、減免に関する点については、概略を踏まえ、その上でもう一度審議を元に戻して、陸上競技場並びにテニス

コートの使用料について審議をしていただきたいと思います。他にご意見ご質問ありますでしょうか。

○委員

太子高校の陸上競技部は、個人で利用される方は減免対象に含まれず、陸上競技部の部活動全体で使う場合のみ、減免が適応されるということですか。

○事務局

現行では、そのようになっております。

○委員

老人クラブが以前、陸上競技場でグランドゴルフで使用していたと思いますが、今は使用禁止ですか？

○事務局

使用禁止ではありません。ただ、芝生のことを考慮し、大会等で使っていただくことは可能です。

○室井議長

私の方から確認ですが、陸上競技場の維持費は確かに多額の費用がかかりますが、テニスコートの方は、令和元年度については、収入が維持管理費より上回っている状態です。テニスコートの維持管理という点から、この使用料の値上げは疑問も出てこようかと思えます。

この点については、いかがでしょうか。

○事務局

確かにテニスコートについては、ナイター設備が付き、利用率が上がり、収入も上がっています。ただ今後、人工芝の改修やナイター設備などのランニングコスト等で維持管理に費用がかかってくることから、若干使用料を上げさせていただくということで、今回提案させていただきました。

○室井議長

そのほかに、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○事務局

お配りしております「総合公園施設別令和元年度収入実績及び令和３年度収入見込み」の資料に、使用料を上げる事によりどれぐらい収入が入ってくるかなど、提示しています。それについて、説明いたします。

（「総合公園施設別令和元年度収入実績及び令和３年度収入見込み」の資料説明）

【令和元年度収入実績】

・陸上競技場

延べ利用人数	33,674 人	使用料	1,134,450 円	総減免額 399,075 円
収入合計	735,375 円	維持管理費	6,594,347 円	

・テニスコート

延べ利用人数	23,131 人	使用料	5,083,000 円	総減免額 797,750 円
収入合計	4,285,250 円	維持管理費	3,981,293 円	

【令和3年度収入見込】比較のため、令和元年度の延べ利用人数と維持管理費は同数とする

・陸上競技場

延べ利用人数	33,674人	使用料	21,56,400円	総減免額	771,700円
収入合計	1,384,700円	維持管理費	6,594,347円		

・テニスコート

延べ利用人数	23,131人	使用料	5,207,700円	総減免額	514,500円
収入合計	4,693,200円	維持管理費	3,981,293円		

○室井議長

ありがとうございました。

今までの決算、見込みということで、重ねて説明がありました。これも踏まえて、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○事務局

知識としてご紹介させていただきたいのですが、太子町の陸上競技場は日本陸上競技連盟公認の第3種の陸上競技場です。1種から4種の公認の競技場は全国にあります。兵庫県内にも1種競技場はあります。メイントラックだけでなく、サブトラックを兼ね備えていて、収容人数が何万人となる規模が大きい競技場が1種競技場です。このようにスタンドの規模とかサブトラックがあるかないかなどの条件により、公認のランクが決まっています。

太子町の陸上競技場は全天候トラックです。

テニスコートはどの市町でもよくありますが、陸上競技場はあまりなく、数は少ないです。

太子町の陸上競技場は、太子たつのバイパスの近くにあり、非常に交通の便が良いので、中体連の試合が多いのですが、但馬、淡路からも来ますし、他府県からも来ます。全天候トラックですので、土のトラックと比べると記録が出やすい。それから、中体連が今、写真判定装置を使って計時しているのですが、記録が公認されるということで、中学校の稼働率がとても高いです。しかし、5年に1度の検定に受かるためには、何千万という費用が必要になります。何とかその一助になればということで、この度、近隣の状況を踏まえた上で改定をさせていただきたいというところでございます。

○室井議長

陸上競技場とテニスコートの使用料については、ご質問よろしいでしょうか。

減免についてもご質問ありませんか。

○事務局

減免規定の見直しにより、一番影響が出るのは、65歳以上の方になります。令和元年度では、年間75件あり、減免額として36万9千円となっております。見直しになりますと、その減免がなくなります。

○委員

個人利用の生徒については、5,000円となっておりますが、なかったら陸上できないということですね。補助とかないんですか。

○事務局

部活動としての利用は、無料ですが、個人で使われる場合は、補助はなく、規定の料金と

なります。

○事務局

生徒の場合ですが、年間 5,000 円で、開いている時にいつでも使っていただけるパスポートの様な形式です。

○委員

本当に走りたい人は、好きでやってるか分かりませんが、金額がかかるという事に関して、走るのも大変だと感じます。

○事務局

中学校に入ると、部活動がありますから、減免が適応されます。小学生以下は町内にクラブチームがありません。ですから、そういう子が陸上競技したいということであれば、例えば、多目的グラウンドを利用することが可能です。あのグラウンドは土ですし、いつでも無料で使えますし、そこで、親御さんと練習することができます。

また、小学生以下で個人的に使用したいという子はほとんどいません。全天候トラックを使って日頃毎日練習するということはあまりしません。年齢が低ければ低いほど、土のグラウンドで練習することが多いと思います。

例えば、幅跳びがしたいという事で、1 時間だけ競技場を使用される方はたまにいますが、小学生以下で年間通じて利用したケースはありません。個人で年間利用される方は、社会人の方です。

○委員

はい、ありがとうございます。

○室井議長

他に、ご質問よろしいでしょうか。

他に、ご意見ないようでしたら、審議を終了させていただきますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○室井議長

それでは、審議を終了して、陸上競技場及び使用料の改正は妥当であるとして、意見としては、より町民が使用しやすい運営のあり方を図っていくということで、答申したいと思います。いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○室井議長

ありがとうございます。

それでは、答申書の作成に少し時間を必要としますので、しばらくの間、休憩とさせていただきます。

————— 休憩 —————

○室井議長

お待たせいたしました。会議を再開いたします。

答申書案が出来上がりましたので、皆さんに確認していただきたいと思います。

○事務局

それでは、答申書案を読み上げさせていただきます。

(答申書案朗読)

○室井議長

この内容で答申させていただいて、よろしいでしょうか？

○委員一同

異議なし。

(教育長入室)

○室井議長

それでは、答申させていただきます。

(答申書を朗読し、教育長に渡す)

○沖汐教育長

今頂いた答申にありましたように、町民の方々が利用しやすい運営、また、使用料が上がるという事で住民啓発等々、今後決裁、そして、議会上程の中で、慎重にそして、適切に対応させていただきたいと思います。

本当に今日はありがとうございました。

○室井議長

それでは、審議が終わりましたので、進行を事務局にお渡ししたいと思います。

○事務局

この答申を受けまして、結果を町広報及びホームページにて公表する予定です。

また、庁内決裁を経まして、12月議会に上程して、議決をいただく流れとなります。

これをもって、本日の審議会を閉会とさせていただきます。

長時間、ありがとうございました。

太子町社会教育審議会規則第4条の規定に基づき、ここに署名する。

令和 2 年 11 月 6 日

委員 中村 蓮 

委員 廣田 らなみ 